

<資料紹介>

立津春方に関わる新聞・辞令等 ～近代宮古の解明の一助として～（中）

博物館協議会委員 仲宗根 將二

（承前）1914（大正3）年5月、学園紛争を契機に教育界を去った立津春方は、同年8月「丹誠会」、翌15年9月「平良農民会」を組織して、本格的に社会教化活動に乗り出している。丹誠会は「社会風紀の改善を策ると共に青年の修学及び身体の鍛錬をなし、更に村治に関する事項を研究して自治の発展に資す」、農民会は「農民相互の気脈を通じて歩調を共にし、及び農事の進歩発展を計り、兼ねて納税の成績を挙げる」ことを目的に、各種講演会、夜学会等を開いて法律や漢文等を教授している。

このような取り組みの過程で村・県・国レベルの選挙、製糖工場誘致合戦、各種団体の役員選挙等に至る迄、学園紛争の延長のように抗争が起きている。立津の強烈な個性は結果として、事ごとに周囲を刺激し、公私を問わず、誹謗・中傷の応酬となり、裁判沙汰にまで発展している。

1915（大正4）年

95、香炉紛失事件（「琉球」3.25）

昨日の本紙上珍宝の紛失の見出しのもとに宮古島祥雲寺の青磁香炉紛失せる事件に就いては一先づ報道し置きたるが其の詳細なることに付き現時安国寺に滞留中の白石鳳石氏に訊したるに氏は語って曰く「祥雲寺にある香炉と云ひましてもそう大したものではありません。それが青磁であるか無いかさえ判明しませんしするから400年になるかどうか疑はしいものです。寺有物として直径1尺位の香炉はあることはありますが、青磁の大香炉と云ふほどのものではありません。それが盗まれたと云ふ通信ださうですが盗まれたんではありません。然し今はあの寺には無いことは確かに無いですが、それは盗まれたんではなく或る人が鑑定をしに持つて居るのです。其或る人の姓名は今の処云へませんが持つてることは持つて居ります。それさえ帰せば問題ない筈ですが、あの様に騒ぐのは何か魂胆があろうと思います。宮古と云ふ所は党派根性の強い所ですから、或いは立津氏を陥れんが為めに中傷したのでは無いかと思って居ります。私の方に来た通信に依りますれば昨年私が宮古に行った時寺有物を荒らされる懸念から、寺有物を一々覚書にして置いて来たです。それを持廻って青磁の香炉が盗まれたと騒ぎ立てて居るらしいです云々、と語りて、氏は立津氏の人格を弁護し反対の中傷に他ならずと論難して、反対党としては祥雲寺の住職を覗ひ居る者の野心を満足せしめるが為に立津氏の政治的反対党と共に立津、志佐両氏を陥れんとせしものにはあらざるかと疑問中なる由を語れり。

96、宮古通信（「琉球」9.19）

農民会発会式 足下平良村には此程村内 9ヶ字の農民によりて平良農民会なるもの組織せられ、本日 5 日平良馬場に於て盛大なる発会式を挙行せり。会の目的は農民相互の気脈を通じて歩調を共にし及び農事の進歩発達を計り、兼ねて納税の成績を挙ぐるにある由。自治制治下にありては頗る必要なる一団なる可く候。今左に該発会式の概況を可申上候。

当日は朝来曇天にて而かも北風涼しく袂を払ひ此種の催しには説向の好日和なりき。9ヶ字の農民及び観覧者は夜の明けるを待ちわびて犇々と会場に集まり、午前 9 時に至りては其数万を以て数へつべく而して農民等が立津氏の寄贈にかかる紫地に会名の白字を染め抜きたる会旗を押立てゝ躍り廻りつゝ狂喜せる様以て彼等が本会に対する熱烈なる意中の察せられ候。

午前 10 時式の始まるや兼島会長は壯重なる口調を以て式辞を述べ、続いて立津、垣花、荷川取、長間、奥平諸氏の祝辞・演舌ありて式を了へ、余興に闘牛、闘馬、競馬、獅子舞、相撲、クイチャ一等ありて就れも觀衆の喝采を博し、解散せしは午後 6 時頃なりき。

足下当日来賓として出席せしは村會議員數名及び実業界の主なる人々にして、予ねて各官衙の長官並びに村内各校々長等をも案内せし由なるに、招かれたる御役人連よりは 1 人の来観者なかりしは彼等農民に一種不快の感を与へたるものゝ如く、随って官吏側と農民との間柄が自ら疎隔せるの感有之候（9月 15 日）。

1916（大正 5）年

97、宮古島選挙騒動 余波学校に及ぶ（「琉球」6.23）

宮古郡平良村に於ける村會議員の選挙は去る 15 日に執行されたるが競争激烈を極め、為めに一大紛擾を惹起し警察官の出張によりて漸く事を鎮圧するを得たりとの事なるが、其の余波は学校にまで及び久松、七原の両尋常小学校生徒の休校を見るに至れりと云ふ。其の真相に就てはまだ尚ほ明かならざれど同校の職員が選挙干渉を為したる結果に非ずやと云ふ者あり。由來同郡には立津春方氏を中心とする丹誠会なるものありて、砂糖販売組合を始め其他村治上の事に関しても常に座喜味村長一派の者と折合宣しからず、機会ある毎に各自其の勢力の奪合ひをなし居たるを以て今回の紛擾も畢竟するに立津一派の者と村長一派の者との衝突に他ならざる可し。而して立津一派の所謂丹誠会なるものは此の頃七原及び久松附近にも漸くその手を抜け、以て勢力の扶植に努めつゝありしとことなれば、七原及び久松両校生徒の休校事件は多分丹誠会員なる父兄共が学校職員の選挙干渉を面白からず思ひて、遂に其の子弟の通学を差し止めたるならんと察せられる。されど右両校の職員が果して選挙干渉をなしたるや否やは素より不明なれど兎角選挙騒動の余波を学校に及ぼすとは苦々しき次第なり。

98、教員と坊主と選挙（「琉球」6.28）

宮古郡は平良村議員選挙競争の火の手が小学校にまで燃移り、父兄のストライキと云ふ

珍無類のストライキが起つて2校まで休校したのは概略報道して置たが、昨日の便船から立津和尚が態々出頭して学務課に出頭。アノ能弁で滔々と2時間も陳情し、宣しく相当の処分あるべし 喝ツと引揚た。其真と云ふのは、七原、久松の2小学校の教員が盛んに選挙運動した揚句、選挙人の集つて居る中に石を投げたのがきっかけで、千余人の群衆が上を下への撲り合を始め、5人の巡査が抜刀で鎮めたと云ふ騒動。陳情は頗る当を得て居たが、立津和尚退場の後、学務課での評が面白い。教員が選挙に關係するは法令の禁ずる所だが、同時に僧侶が關係するのも禁制だ。

99. 和尚の還俗（「琉球」6.29）

昨日学務課で和尚さんの癖にフウン…と半ば冷笑的態度に出でられて弱つた立津和尚さん、オット還俗春方氏。昨日も亦学務課へと罷り出て滔々と例の雄弁で学務課員を煙に巻いて曰く、俺アに対して和尚呼ばりはケシカラン 坊主はとうに廃業したんだ。と云へば… ナール程住職以上にならんと廃業届が県庁に来る気遣いはないのだ。して見れば奴ッ子さんは小僧だったかは却々振つてゐる。それはそれと…春方氏、学務課では話したって到底埒があきさうにも思はれんと気付いたのか、ツイ知事閣下に直接御面談と来て、とうとう1時間余に亘つて一伍一什を陳情仕ること昨日の如く喝ツと云はずに引下つたゲナ。

100. 公人私人（「琉球」11.25）

立津春方昨日来覇

1917（大正6）年

101. 予をして県会議員たらしめば、宮古郡立津春方（「琉球」4.2）

- 1、吾人は女師と高女との分立を講究すべし。両校の併置は全然不自然也。其弊や中農併置の時に於けるそれと更に擇ぶ処なし。
- 2、吾人は県下宗教界の刷新上につき調査研究せんと欲す。宗教は風教に関する事甚大也。為政者の等閑視すべからず。
- 3、吾人は農村救済の道を講究すべし。農村の疲弊困憊は県下各地方に於て顯著なる活事実也。
- 4、吾人は両先島に於て其県費の負担額に対し、教育に産業に將た航路に、相当施設、若は補助、奨励の方法を講究すべし。両先島は県治上、現今尚隔離的取扱ひせらるるを遺憾とす。
- 5、吾人は民権思想を鼓吹すると共に特別制度の廢止を講究すべし。
- 6、吾人は県は持続的確立を講究すべし。輓近政變と共に地方長官の更迭頻繁なるにつれ、県は更に一定せざるの嫌ひあり。県民は嚮ふ処を失はんとする。以上

102、宮古だより 県議選挙の形勢（「琉球」5.1）

記者足下！筆硯益々麗はしく邦家のため御尽瘁の段奉慶賀候 陳れば本郡逐鹿界も日の

切迫するに連れ愈々色めき來り候。

従来無競争の情況にありし本郡選挙界も今回は候補者の多数あるため政戦頗る激烈ならんと存じ候。

立津、盛島、座喜味、友利（下地出身者）の4候補者は既に々々東奔西走各々其の武者振りを發揮致し居り候処又復昨今に至り天久恵路氏出馬名乗りを挙げることと相成り、5名の候補を以て全郡を搔き廻はし居り候（朝無生）

103、県議選挙結果 各候補者の得点（「琉球」5.13）

島尻、中頭、宮古、八重山4郡の選挙結果は昨日判明せるが各候補者の得点及び当選者は左記の如し。

宮古郡 26点 立津（新） 24点 盛島明長（新）（以上当選者）（ほか略）

104、新議員略歴（2）（「琉球」5.14）

立津春方 宮古郡平良村に生る。県師範学校を卒て高等師範専科に学び教育界の人となりしが、後感ずる処ありて宗教界に入りしも再び還俗して現に宮古砂糖同業組合長たり、年47歳。

105、県会議員一覧表 第3回総選挙（「琉球」5.14）

宮古郡 砂糖組合理事 立津春方（新） 47、医師 盛島明長（新） 37（ほか略）

106、区裁判所復活 請願委員昨日來覇（「琉球」6.6）

宮古郡にては先般來区裁判所復活運動を開始し曩きに郡民大会を開き決議する処ありたるが、郡民一致の歩調を執り運動すべく決議し請願委員として立津、盛島の両県会議員を挙げ、両氏は昨日の便船にて出覇せるも尚ほ調査研究を要する点あれば数日間当地に滞在し調査の上上京其筋に交渉する由なり。

107、公人私人（「琉球」6.12）

立津春方（県議） 昨日上京（ほか略）

108、第20回県会開始（「琉球」11.16）

総選挙後の県会として早朝より新議員の登場陸續相踵ぎ定刻に後れる事1時間午前11時新旧議員一同中央に參集し続いて參與員一同中央に参列すれば鈴木知事徐ろに臨席して開会の辭を述べ茲に第12回通常県会は開会されたり それより抽選を以て議員の席次を定むること左の如し 22番 立津春方（新）（ほか略）。

斯くて17名の多数を控へたる政友派議員の得意は満面県会開かるる事茲に12回其都度新旧人物の代謝行はれ殊に今回は少壯氣鋭の議員多数を占めたるに拘らず記者席より議場を見渡せばお粗末議員の配列なり。

109、県会議員宿所（「琉球」11.16）

目下招集中の県会議員宿所は左の如し。立津春方 久米町1-22 小久保方（ほか略）

110、昨日の県会一知事の演説 県会権能と議長の失言問題 立津、玉城両闘士の舌鋒辛辣（「琉球」11.25）

昨日午前10時より鈴木知事の施政方針演説を聞くべく傍聴席も可なり賑ふ。島内、堀口、

両部長以下各参与員全部列席斯くて高良議長先づ開会を宣し、欠席議員の報告を為し終るや、立津議員起立し本員は県会の権能に関し極めて緊急動議あれば暫く発言を許されたしと迫る。議長知事の演説後に許すべしとて知事を麾く、鈴木知事は極めて静かに其瘦躯を演壇に運び原稿を繰抜げ々々別項の如き長演説を為す。知事の施政方針演説終るや、立津議員起立し、臨済の一喝高良議長に肉薄して曰く、本員は今日の日程に入る前に議会の権能に関し極めて緊急に議長に御尋ねしたい事があるから発言を許されたし、昨日奥武山公園に於て朝日新聞社といふ一私人の催しに係る新築落成祝賀会に於て高良議長は県会を代表して祝辞を述べられた、若し此の祝辞が隠当なら高良議長は一私人の結婚式或は葬式に臨み如斯県会を代表されても可い事になる。抑々高良議長は何によって斯かる言行をなされたか其理由を承りたい。

高良議長答弁の要なしと取合はず、玉城敬亟氏亦立津氏に和して 43 珊砲を發てば高良議長政友会議員に救ひを求むるかの如く色を失したれど政友会派も流石に沈黙したれば狼狽為す所を知らず、愈々逆上して多数を恃み有耶無耶に葬り去らんと決を取れば玉城其他非政友派議員総立となりて其横暴を鳴し議場騒然として凄愴を帶ぶ。斯くと見て仲田議員は議長に向ひ休会を希望す。議長直ちに休会を宣しが、島内番外議長に耳打ちして府県制 54 条議長及び議員は自己若は父母祖父母妻子孫兄弟姉妹の一身上に関する事件に付ては府県会の同意を得るに非ざれば其議事に参与することを得ず、と注意すれば議長面目を潰して降壇。暫時休会の後府県制 54 条に依り先刻の宣言を取消し仲田副議長議長席に就き議長の失言問題を認める。(中略)

仲田副議長は「先の高良議長失言に関する問題は順序が間違つて居るから取消し、更に議長を此席に着席せしむべきや否やを認りたし、と云へば玉城議員「御出席を願います」と動議せば一同之れに賛成す。高良議員書記の通知にて着席し、法律上の事なれば改めて明言すべしとて、自分が朝日社祝賀会に於て祝辞を述べしは学校其他に於て述べたものと少しも心持は異はなかつたが、冒頭に於て県会を代表してと云ふ事が失言であった、と失言を取消す。高嶺議員之れで謝罪あったものと認めては如何んと忠義立の動議を為せば、玉城、立津、照屋の面々も之に和し茲に落着を告げ、高良氏苦笑しつゝ議長席に着き、県会は県会規則に依り午前 9 時より開会すること、明日は日曜日なるを以て休会し明後 26 日は第 1 款より入るべしと宣して散会、時に零時 20 分。

111、秘密主義是非 (2) 読者の判断に任す (『琉球』11.25)

立津議員曰く。秘密主義と云ふことの非なること何人でも之れを認めざるを得ないでせう。吾輩は政友支部が秘密主義をとつてるのは斯う見てゐます。泡沫議員が多いので其のボロを他から見透かされちゃ困ると云ふ趣旨から来たのだと。何んと氣の毒な話ぢゃありませんか。考へて見玉へ、夫れ以外に秘密主義を執る必要がありませうか云々。ハッキリした口調で語る処、下腹に力がこもって人を呑むの概あり。

112、色鉛筆 (『琉球』11.25)

高良議長の失言問題に関する判決は却々振つてゐる。玉城議員の要求は「失言の取消さ

へすれば好い」と云ったのを愈々判決の言ひ渡しと相成っては罪一等を加重された。即ち失言を取り消し以て謝罪致しますで終結したのサ。夫れを氣の毒に思ったのか原告の立津議員議長室まで罷り出で御見舞と来た。すると高良議長「其の位のことはやって貴はなくちゃ」と立津君の差し出す拳を握ったことは握ったが、流石に顔色までは匿せなかった。(後略)

113、昨日の県会 第4日目 (「琉球」11.28)

(前略) 立津議員は24日知事の演説中内容充実云々の事に就き御尋ねしたとして師範及徒弟学校の同盟休校事件を挙げ、苟も教育の充実を計るには良教員に依らざるべからず。而して同盟休校の結果は大抵教員の不利なる処置を取りたるものゝ如し。斯くては教員は不安に駆られ充分に職尽し難し。教育の充実を計らんと欲せば先づ教員の地位の保証を確立ならしむる事が根本問題なり。故に生徒を厳罰に処せられたし、と述べ、尚農学校水産学校に関し縷々数千言を費したり。(後略)

114、県農還元建議 本日提出せん (「琉球」11.28)

県農の還元問題に就き国頭郡議員等が中頭郡の議員等と相提携して運動画策中なる旨は既報の通りなるが、愈々本日を以て左記建議案を提出する事になり居れりと云ふ。

建議案要旨 県立第二中学校と県立農学校を分離し、大正7年度に於て前者は現在の位置に、後者を国頭郡名護村に移転されんことを希望す。右建議す

宮城栄喜、大城彦五郎、久志助英、金城時男、平良真順(国頭郡)、神村吉郎、伊波善思、栗国朝孝、与座鉢不、大城英昌、大城亀作、山内盛蕃(中頭郡)、伊仲浩、比嘉政久、宮里蒲助(島尻郡)、立津春方(宮古郡)、石垣孫芳(八重山郡)

尚ほ高良隣徳及び仲田徳三の両氏も署名はせざるも賛意を表し居れりとのことなり。

115、議員控室より (「琉球」11.28)

昼食後の議員控室は川部、堀口、島内、河野、池袋等の参与員がやって来て大賑ひ。川部君が例のうすっぺらの唇を蚕めかしつ黒木議員を冷評かしてゐるかと思ふと、堀口君はドコまでも生真面目に黒木議員をなだめてゐる。午前の議場で黒木議員と多少のいさかひがあったからであらう。一方では又玉城議員が県農還元の県議案に立津議員が署名したと云ふので冷評すひやかす。曰く立津君は宮古郡に於ける道路問題を交換条件として署名したって云ふがそれが実現すれば結構だがネ。夫れから問題は更に進んで建議案が成立せば原案否決になって中農は結局現状の儘だと川部君が口を添へると、立津議員イヤ原案否決の意味で建議案に賛成したんぢやないよと頻りに弁護する。其處へ以て來て誰れやらが立津君は利用されてるんだよと云へば、立津議員真面目に受けて「ぢやあ建議案を一応取調べることにしやう」と来る。折しも入り来る大彦君にぶつかる。大彦君流石は澄し込んだもの、僕は知らない、金城君に聞けと軽く受け流してゐる。夫れを見てとった島内君、立津君は元俗には切っても切れぬ縁があるんだからなアハ……。(後略)

116、女師生脱柵問題 立津議員質問演説 (「琉球」12.2)

本員は今回女師校に於ける生徒の脱柵事件に就いては此の議場にて論議する程の事もあ

る間敷と思へど去る 27 日本件に就き仲田議員の述べられしこと並に県当局の答弁が本員の見解と異なる点あるを以て茲に意見を述べ且つ質問を試みんとす。

諸君本員は此の所謂脱柵事件をば是れ単なる外形的規律上の問題とし女生徒の心的風紀問題とは認めず恰も彼等血氣盛りの青年女子が其の家庭に於て何かに就き父母若しくは兄姉より叱責されたる際憤怒激昂の極遂に無分別にも夜中一人でに家出をなし親戚若しくは盟友の処に趣くが如く不謹なる行動に類するものと認むるものなり。只本件が女学校の寄宿舎に於ての出来事なるが故に、学校の規律上よりして甚だ遺憾とするのみならず又聊か社会の注意を惹きたるのみ。本員は自身の娘を学校に通学せしめ居る関係よりして将たまた女子教育には特に興味を有せるよりして本件に就きては種々の方面より出来る丈けの調査を遂げ、脱柵せし女生徒の行為は固より許す可らざることなるも其の貞操上に於いては何等汚点のなきを信ず。而して不規律なる行為を敢えてせしは某教員対女生徒間の問題に非らず、寧ろ第三者にあることを認むるなり。

諸君本員が多年女子教育に従事せし経験に依れば女学校に於いて教育者と被教育者間の情交問題は学校学科のなき生徒、若しくは監督主任にあらざる生徒換言すれば比較的接近せざる師弟間に発生するを常とせり。換言すれば比較的生徒に接近する機会多き師弟間には其の親みの度増すと共に恰も父と娘或いは兄と妹の如くなり断じて情交など汚はしき行為は起るものに非らざるを信ず。而かも女生徒が学校教師の処に往来せば人或は直ちに之れを女子の風紀問題なりとするは女学校に於ける師弟間の真相を解せざる者の神経過敏の沙汰と云ふ可し。諸君或る新聞は此の脱柵事件を論議し、其の中に女教員の選抜と監督に就いては更に細心の注意を要す云々の一節あり。本員は此の説に対しては両手をあげて賛成すると共に女学校に於ける問題を解せんには須く特に此の点に就いて留意せば、男教員に対する女教員の態度並に女教員間の折合、女教員と女生徒間の実際方面より調査すれば今回のことと十分解するを要するを明言するものなり。

仲田議員は曩に本件に就いては「一樽の柿がある、其の中に一個の腐敗せる柿を見出したとせば尚ほ其の外にも多数の腐敗したる柿を見出すとは有り勝ちのことなり云々」即ち同議員は腐敗と云ふ語を以て少女の行動を論せらるるが此の言は歟て無垢なる一少女の貞操にも不安の処あるを述べられしに非らずや。

諸君貞操は女子の生命に非らずや。本員は賢明なる同議員が斯かる不謹慎極る語を發せられしを遺憾とするのみならず、之れに対し県当局の答弁は彼の無垢な一少女の為に正に冤を雪かれるかと思ひの外何ぞや「御同様痛心して居る云々当局も等しく腐敗柿の他にもなきかと恐る」云々と仲田議員の意見に共鳴して益々此の少女の貞操を傷つけると共に、全生徒の貞操にも不安心の処あるを述べられしに非らずや。抑々も当局の所謂腐敗とは何を意味するや 将た当局は此の少女の貞操上に於いて腐敗と云ふ語を以て表示すべき事実若しくは証拠を認められたるや。是れ本員が女子教育上聞き捨てにならぬ言として当局の弁明を俟つ所以なり。当局は宣しく彼の少女の冤を雪くに充分なる而かも明かなる事実を指摘して御答弁あらんことを望む云々。

117、社会教育に就 立津議員希望演説（「琉球」12.2）

江藤鉄三氏は洋行して帰国するや西園寺侯より何を見て來たかとの質問に対して曰く、学校の状況や学科の程度並教育普及の歩合等は寧ろ日本が勝れるも大に異なる処は一般社会の氣分が科学的で教育的なり。故に無教育者に対して尚既に日本に於ける学校教育以上の活教育を受けたる感あり云々。

諸君本員は多年内地に於て中等教育に従事したるもの、人若し内地にて何を見て來たのと間はば正に江藤氏と同一の語を以て答へん。即ち内地にても学科の程度生徒の学力等本県と更に異なる処なけれど社会一般の氣分、活社会の状況に於て本県は大いに後れたるものあるを認めざるを得ず。思ふに本県人が他府県人と同一の教育を受けた同一の資格ありながら活社会に於る活動が他府県人に比し多少後れを取るを免れざるはこれ抑々如何なる故ぞや、是即ち本県は一般社会が内地より甚だしく後れて居るを以て、隋って吾人本県人は自ら社会的智識、実際的素養等に於て内地人に比し一歩を譲らざるを得ざるの致す処とする。

諸君内地にては小学児童でも雑誌の口絵を見てこれが寺内様だ、これが後藤様だと直ぐに判するに、本県にては堂々たる紳士にして總理大臣の顔すら判らず、直接大臣に逢ひて滑稽を演ずるに至るの有様なり。これやがて一般社会の氣分がかゝる非常識なことを敢へてしても更に恥ぢとも思はしめざるに至れる也。換言すれば学校教育は内地と同一なるも社会教育が甚だしく後れるを以て自ら学校教育の効果を薄くし否寧ろ阻礙すること大なり。故に本員は社会教育は県下の大問題なりと叫ばんと欲す。

然るに現今県下に於ける社会教育の状況を見るに県教育会をして時より通俗講演会及び活動写真をなさしむる外更に何等の施設經營なきは實に遺憾とする処にして、然も此講演会及び幻灯会のやり方も甚だ不徹底なり、形式的なり。隨って其印象永続せざるは、第一講師若くは弁士に其人を得ざるを以て也。其人を得ずとは、(1) 方言を解せざること (2) 一般的風習若しくは一般社会の氣分を解せざること (3) 熱心家ならざる之等を云ふ。第二其講演が社会の低級者に及ぼざること、即ち主として青年会員、教育会員若くは村吏員、議員等教育ある上流者に及ぶもそれより地平線以下のもの、社会教育上最も勢力ある爺婆の如き社会の低級者に及ぼざる等は、此程の催しの不徹底なる所以也。

故に講師若くは弁士には必ずしも学者を要せず又名士を要せず、須らく其土地の実情を了解して一般社会より尊敬を払はるゝ人、たとへば彼の読谷山の比嘉良平氏の如き若くは克く父兄に接觸して一般社会の氣分を解せるも小学校職員の如き及び熱烈なる信仰ある宗教家の如き人を以て最も適任者と信ず。この意味よりして彼の青年会の如きも一般社会の修養機關なる以上、学校を中心として組織し隨って学務課の監督の下に属せしめんことを希望す。

次に社会教育上よりして本県の宗教界を見るに、甚だ遺憾とするもの多し。彼の各府県に於ける模範町村の実況を見るに、其背景には必ずや宗教といふ一大勢力のあるは何人も認むべし。果して然れば宗教が社会教育上否町村の發展上為政者の忽せにすべからざるは

論議の限りにあらず、固より信仰の自由は憲法上保障されたれば或一種の宗教につきて云為すべきにあらざれど然れども本県に於ては社会教育上識者及び当局は特に宗教に注意を払ふの必要あるを認む。

諸君本県の社会は一般に不眞面目ならずや、彼の那覇の埋立工事に於ける人足共に實に不眞面目なるは以て一般社会の不眞面目なるを要するを得べし。これ即ち一般社会に於て精神的欠陥のあるを証するものにして吾人は本県に於ては社会教育上宗教の必要を絶叫するもの也。

故に本員は成る丈 (1) 学校教育と宗教とを結び付けること、即ち学校が宗教家を歓迎する様にならしむること (2) 宗教家に対し当局は布教上相当の便宜を与へると共に成るべく通俗講演講師等に聘すること (3) 宗教家に対し当局は努めて社会的待遇をなすこと

固より宗教家は官権に媚ぶるを潔しとせざるも当局が宗教家に対し接近し及び社会上の待遇を怠らざるは社会教育上頗る有効なるを信ずるもの也。

118、第12回通常県会 第7日目（「琉球」12.2）

昨日の県会は午前11時10分開会、連日の騒然喧囂に引き替へ議場極めて森閑、傍聴人も亦至って少數なれど宛然低気圧の将に突発せんとする恐ろしき沈黙を呈したり。議長例の如く欠席議員を報告し直に日程に入る。

立津春方氏突然女師教育に就き当局に訊したき事ありとて登壇、長き巻紙の原稿を左手に繰抜けつつ別項の如き質問演説を為したるが、熱弁滔々として舌鋒辛辣を極めたり。之れを受けて起きたる川部番外は、立津議員は4番（仲田）と当局に腐敗の文字を以て少女の貞操問題に關係ありとし、由々敷大問題としての詰問あれど、腐敗にも全部腐敗せるものと食へる程度の腐敗とありて種々あれど、茲處にては其空気が面白からずと云ふ意味なり。要するに其時の行動莫然と聞きたるのみにて 尚慎重なる調査を要すべし、と逃げ、尚学齢児童に対しては此論を聞くを欣幸とするて、本員の督励云々は農村に於て此の事に督励せん事を望む。御主旨賛成なりと不得要領に終れば、立津氏は更に女師生徒の脱柵問題に付ては事実調査せしならん、茲に貞操に何等疾しき事なしと断言して貰いたいと追究すれば、川部番外目下調査中にて確言出来ずと何処までも逃げを張る。

119、特制撤廃建議案 特別制度撤廃に関する意見書（「琉球」12.8）

沖縄県は囊に府県制並に町村制施行せられたるも何れも特別制度を以て今日に及べり。

抑々憲法政治の基礎は自治の觀念に存す 今や本県も教育の普及と産業の發展に伴ひ県民の自治思想發達し到底特別制度は甘んずべくもあらず隨て該制度の為に県民の受くる精神的苦痛は決して尠少ならず、其結果は遂に諸種の方面に於ける其活力を減殺し延いて県民の進歩發達を阻止するもの至大なり。

惟ふに特別制度の存するは之を自治の精神より見れば名実相伴はずして自治心教養の根本義に背反するものとす 而して如上沖縄県の民度は既に該特別制度施行当時の如く幼稚ならざる以上須らく完全なる自治制を布き克く之を指導して自治運用の完きを期するは蓋し国家当然の意志たるを信ず。

冀くは県民の意志を諒とし此際特別制度を撤廃せられんことを
右府県制第44条に依り提出候也 大正6年12月7日 提出者 立津春方（ほか13人
氏名略）議長宛

120、特制撤廃問題 建議案提出理由 立津議員の演説（「琉球」12.8）

本県に於ける特別制度撤廃問題の唱へられしは既に久しきに亘れり。而して県知事より政府に交渉せしも一再ならずと聞けり。然かも今日尚其撤廃を見ざるは何によるか、吾人は之を憲法の本義より見、更に自治の教養上より推論し甚だ了解に苦しむものなり。且つや昨年の県会に於ても本問題につき知事と議員と意見の交換ありしに止りて何等相当の手続を了するに至らざりしは頗る遺憾とする処なり。依て吾人は茲に此制度は1日も早く撤廃せざるべからざる所以を陳述せんと欲す。

1、県是の確立と県参事会

本県は知事更迭と共に県政の方針動搖し更に県是の確立せざるは何人も否認する能はざるべし。彼の歴代知事の予算編成は之を証するに余りあり、今大正2年度より大正7年度迄の予算総額を列挙すれば、

年 次	知事	予算総額
大正2年	日比	581,368 円
大正3年	高橋	527,868 円 (53,500 円減ず)
大正4年	大味	519,370 円
大正5年	大味	663,190 円
大正6年	鈴木	650,049 円
大正7年	鈴木	707,341 円 (57,292 円増す)

にして、何れの知事も赴任当時は皆前任知事の予算を踏襲しながら必ずや之よりも減額し翌年より増額するを常とせり。高橋知事が極端に5万3000有余円を削減せるに拘わらず大味知事は尚之より8千400余円を減じ、而して翌年は一躍14万3000余円の大膨張をなし鈴木知事は之より1万3000余円を減額するに至れり。之によりて是を見れば歴代の知事の予算編成は何等永久的方針によるにあらず、又民力の消長によるにあらず、一朝知事の更迭するや之と共に県政の方針は動搖し、前任者の方針は忽ち破壊せらるるを知るべし。換言すれば何等永久的県是の確立せざるを推知すべし。故に県民は知事の更迭と共に其嚮ふ処を失はんとす。之れ県民の一大不幸には非らざるか、況んや輓近知事更迭の頻繁なるをやされば速に特別制度を撤廃して県参事会の設置せらるゝに至れば例へ知事更迭するも大体の県政方針は決して容易に動搖せざる事は論ずるに及ばざるべし。

2、特別制度撤廃の時期到来

今や本県は教育に将産業に其進歩発達せるは之を特別制度施行当時に比すれば実に隔世の感なきを得ず。殊に45年代議士選出せし以来県民の政治思想の発達は甚だ著しきもの

にて最早決して自治能力に不充分なりと云ふべからず。且つや来春1月より所得税法施行せらるゝに於ては県民も既に国家に対しては他県と同一なる義務を負ひたるに拘らず尙特別取扱ひせられて他と均等の権利を与へられずとは之洵に不条理の甚しきものにして、又一面より見れば吾人県民の恥辱と云はざるべからず。

3、県会議員選挙法と民意

現行の県会議員選挙法即ち複選法は口の便法に過ぎずして決して眞の民意の代表者を選出するは頗る困難なり。眞の民意を代表せしめんには須らく直接に民衆の選出によらざるべからざるは論議の限りに非らざるべし。

4、町村の執行機関は民選たらざるべからず

町村は自治機関の主体たり。此主体にして自治の精神に背反せんには到底立憲政治の実を挙ぐる能はざるは論を俟たず。故に町村長を官選するは之既に自治の根本精神を失せるを以て、常に決議機関との円満を欠き町村自治の完きを期する能はず。随て特別制度は全然名実相伴はずして自治心教養の根本義に背反せるものと云ふべし。

5、特別制度は自治思想の発展を阻礙す

終に臨みて更に一言せざるを得ざるものあり。抑も「何事も人にたよる」といふ依頼心は本県の民族性ならずや、隨て該特別制度の為に民心弛廃し其結果は諸種の方面に於ける其活力を減殺し延いて自治思想の発達を阻礙するは免るべからず。抑も憲法政治の基礎は自治の觀念に存す。果して然れば本県に於て此特別制度の撤廃は實に緊急事たらざるべからず。

121、真意が解った 敬意を表して起立（「琉球」12.9）

去る7日の県会で非政友派から特別制度撤廃の建議案が出た時のこと、高良議長は「敬意を表して起立を願ひます」とやったが、依て其の真意が解らない。夫れで解釈口勝手も什うかと思ってる矢先斯う云ふことが解った。即ち政友派の方でも8日の県会に同様の建議案を提出する積で仰々しくも起草委員などと當間重慎、花城永渡、麓純義、当真嗣合、伊波普成の5名を推薦したものである。ツマリ院内の方には起草し得る者がゐないとあって院外のお歴々に御依頼に及んだのである。然るに非政友ではどうなったかと申すに、起草委員などと強いて勿体付ける必要も之れなしとあって、立津議員たつた独りで受けもつと云ふ有様であったらしい。シテ見ると政友派の院内組の手には余って院外の5名のお手をさへ煩さうとした議案も非政友派は立津議員1名で物にしたと云ふ始末さ。ナール程高良代表閣下…斯うなって見れば否でも応でも敬意を表せざるを得ない訳だネ、アハ……。

122、議員控室より（「琉球」12.11）

12時頃からヤット勢揃ひで議場に參集した政友派議員の中に蒲公を見出した立津君賺すやうな諭す様な句調で「年寄りは早起きす可きものですよ、クダラヌ事で夜遅くまで起きてるから朝寝するんだ」と云へば、蒲公キマリ悪さうな面持ちでヘイヘイとかしつてござる。落雷騒動の後立津議員曰く「高良君はアレで今日は隨分得してるよ、3回も猛烈な気合をかけてやったのだから、アレデ少しは丹田が出来たであろう。アノ狼狽てばか

りゐる状態はホンに見られたものではないからなアレデ議長でござるとは全く氣の毒。1週間ほども僕の処へ通つて来れば今少しほは落ち着きのある人間にして遣るんだがな、アハ…。鼻息の荒いこと荒いこと、気焰却々に当る可らず、控室もお陰で大賑ひ。(後略)

123、知事予算の一部を再議に附す 沸騰せる昨日の県会（「琉球」12.12）

(前略) 立津 22 番 玉城 16 番 照屋 13 番頻りに発言を求めたれど一言も許さず、非政友派其非立憲を詰り、立津氏卓を敲いて議長に喰つてかかり、議場騒然として悽愴を極む。高良議長は採決によりて昨日の修正案通り再び確定議となる。(中略)

立津氏亦議長議長と連呼すれど許さず、議場愈々沸騰すれば島内番外発言を許してはと議長に注意したれど、高良議長は其紛糾裡に決を探り修正案通りとなる。(後略)

124、製糖会社は二社創立（「先島新聞宮古号」12.15）

沖台並に東洋 2 社が是迄激烈なる運動振は実に素晴らしい勢であった。県当局が一會社の創立を許可する県令を発したので両社共競争を始め 5.6 ケ月間郡民を騒し實に無我夢中の活動であった。宮古は万事が党派問題になるので、沖台は青年派（盛島党）、東洋は農民派（立津党）、会社の運動騒ぎ所でない全くの勢力比べの騒ぎで感情に刺激され、ヤッキとなつて暗中飛躍を続行し運動員の根気くらべとなつた。然しあれが勝ったか負けたかの勝負もつかず、今度の県会で県令を撤廃し二社創立を許可する事になる様で両社の勢力は虚無縹渺に帰して仕舞つた。骨折り損の草臥儲け、いづれを勝としておくか、各自の勝手だ。然し今后両社の競争が尚一層見物だ。先んずれば人を制すで何れの会社が先杭を打つであろうか。先に煙を出したが勝であらう。然し沖台の機械は最早横浜を發したそだから或は沖台に帰するかも知れない。尚一層其後の競争を遠目で見る事にする。

125、お土産進上 五行月旦（「琉球」12.15）

立津君 政友派就中高良議長より如雷視されし程の人物。今期県会に於ける花形議員たるを失はず、滔々懸河の弁を振ふ、正に是れ一騎当千の士也、君を選出せる宮古郡幸哉。

126、読者俱楽部（「琉球」12.17）

宮古の県会議員立津春方さんの活動は見事だ、僕は開会中 1 日も欠かさず傍聴したが、矢張我田引水で無く立津さんが偉いと思った。我々宮古青年は氏を議政壇上に送つたの大に誇りとする（宮古の小政治家）

127、立津県議出発（「琉球」12.21）

宮古郡選出県会議員立津春方氏は昨日出帆の八重山丸にて郷里宮古へ向け出発せり。

1918 (大正 7) 年

128、公私消息（「琉球」1.26）

立津春方昨日（八重山丸にて）来覗

129、平良労働組合創立（「琉球」2.3）

本月 4 日宮古郡平良村にては労働組合を創立し、組合長兼島方義、副組合長富村盛文、幹事崎山嗣教、小頭奥平真章外 11 名、顧問立津春方にして組合員は何れも商家の雇人及

水陸上の仲使業者にして、組合の目的とする所は従来漲水港に於ける貨物の運搬貨、特に旅客者の携帶貨物運搬に付ては數次不当なる賃金を請求し旅客を苦めたる例渺からず。依て賃錢を一定し是等の弊風を除き且つ製糖時季に於ける運搬力を當業者に平当せんとするにあると。

130、久松漁業組合許可（「琉球」2.9）

過般許可申請中なりし宮古郡平良村久松漁業組合設立の件は昨日許可されたる由なるが同組合は同地出身の県會議員立津春方氏理事たりと。

131、人物月旦（3）立津春方君（「先島・宮古」2.25）

君は宮古出身の秀才である事は皆が認めて居る。教育家になつたり僧侶になつたり、政治家になつたり、君の経歴は實に尋常ではない。然し君は社会から余り受はよくなかった、県會議員當選後も君は非難が多い。何でも自己本位に沈溺して居ると云ふ事を屢々聞く。君は兎に角凡人ではない、奇人と云へば奇人である。来客の時など妻君と接吻せようとする事などは確に凡人と違つて居る事実である。

君は政治家としては適任者かも知れないが教育者としては確に悪い。競争心が余り強くて、営利心に猛けて、不平家であつて、宮古を2割政治になしたもの君の勢威の醸酵作用である。君の才智才能は万人に勝れて居るが温順と云ふ心が欠いて居る為に君の難癖で、惜しまるくは之が一大欠点である。君の此の心が無ければ確に郡一般を統一する何かが備つて居る。

132、宮古監獄落成式（「琉球」3.4）

沖縄監獄宮古出張所は這般工事中なりしが去る23日午後1時より右工事落成式を兼ね教誨堂の入仏式を挙行せり。来賓には杉本判事、立津、盛島の両県會議員外有志者10数名、谷、森川両教誨師の読經、焼香ありたる後中村典獄の囚徒に対する訓示あり。次いで谷師の教誨及び杉本判事の式辞ありて式を了へ、茶菓の饗應ありて閉会せり（宮古通信）

133、宮古通信（「琉球」3.4）

記者足下御承知の通り本郡は党派騒ぎの甚敷処なれば大小の差こそあれ、常に擦った揉んだの絶えたる事無之候が、此頃亦平良村長不信任の声喧敷候。原因は不正なる松木払下問題と某林野監守の不仕末とにあるらしく候。当然之れは村長が責任を負ふべきものにて普通なら此辺に来ては辭表呈出の幕と成る処に御座候も奸才にたけたる現村長はなにやかやと弁解を成し言を左右にして現職にかぢりつかんとする態度を示し居候。

航路問題にも立津一派の反感を買ひたる為め旅費に不足を生じ、昨今は御氣毒にも有志連に御百度參を成し旅費不足額の調達に血眼の東奔西走を致し、余程御難渋の様に見受けられ候。然し之れは自業自得とあきらめるより外に詮方なき事と存じ候。兼て内海氏の後釜に運動し之れが出来ざれば辭任すると迄力味居たりし山之内島司は愈々本日御所望の島尻郡長に栄転成され居候。然し当地に赴任して以来何の成す所もなく転任せんとするには同情せざるを得ず候。

先年台南製糖と競争の結果認可になつ口口口社には近頃多数の社員台灣より來宮し

着々事業の進展相見え今にも大工場が設立される様な氣分致され候。然るに一方台南側の協同製糖は未だに認可申請にヤッサモッサの大鉢巻を致し居るとは實に御氣毒に御座候。流石は東洋社丈ありて已に大体の測量も了し工場敷地もいたし居る由に候へば仮令協同製糖が認可に成るも手後れなれば競争は迫も覚束なき筈と存じ候。 (後略)

134、立津事件に就き 風教上の大問題 (「琉球」3.12)

沖縄朝日新聞は、10月11日の紙上に、県会議員立津春方氏の姦通事件を掲載せり。其報する所頗る詳細に涉り、之を読む者、立津氏に対して、平生好感を有する者なりとも、少くも半信半疑の念を禁ずる能はざるべし。党派関係の立場よりすれば、朝日新聞社の諸君が、立津氏に対して、常に好感を有せざるは、政界の事情に通ずるものゝ、齊しく認むる所なれども、新聞記者の徳義より云へば、従令政敵なればとて、立津氏の一身上、又は社会の風教上、實に重大の關係を有する本事件を、軽々しく素破抜くべき事柄にあらず。朝日社は定めし相当信憑すべき根拠あり、社会風教の為め断然之を発表するに至りたるものなるべきも、然もこの事件を取扱ふ態度に於て真面目を欠くの嫌ひなきにあらず、吾人をして事実の信偽を疑はしむるものあり。於是乎、問題は事実の有無如何に在りて存す。

立津氏にして、若し朝日新聞記載の如き、不倫の行為ありとすれば、吾人は速かに其公職を辞し、罪を政友及び県民に謝すべしと為すものなり。氏の政友たるものも亦、斷然情実を排して以て、相当の制裁を加ふべきなり、是れ一には社会の風教を維持し、ここは公事に關与するものゝ、道義上の責任を明かにする所以なりとす。立津氏にして斯る醜獣の行為なしとせば、朝日社の責任は畜に法律上の制裁を以て解除せらるべきにあらず。吾人は、斯くの如き新聞の存在を以て、県下の一大恥辱と為す者なり。斯る問題を以て、党派的感情の產物として、軽々に看過するは断じて許すべきに非ず。別事とは異なり、此種の事件の真相を明かにするは、決して難事にあらず、朝日新聞の記事にして、果して事実無根ならば、立津氏たる者、速かに之を証明して以て、曲直を天下に公表せざる可らざる也。凡そ党争の激烈なる時は、動もすれば善惡正邪の標準を没却し去り、引いて社会の風教を紊乱することを甚しきに至る。敵の行為も善は即ち善なり。味方の行為も惡は即ち惡ならざる可らず。立場に依って善惡正邪の標準を異にするが如きは、唯り言論の權威を損するのみならず、社会を毒すること、専より甚しきものなし。此の如きは惡も党派的感情の下に隠れ、善も亦党派的感情に掩はれ、社会の風教は根底より転覆して、人々遂に其の帰趣を失ふに至る。是れ豈賭易き道理ならずや。

吾人は近年立津氏と、主義思想に於て多くの一致点を認むもの、故に氏の政治的行動に對しては、之を援助し來れるが、氏にして万一醜行の事実とありせば、決して之を寛假せざる也。只此に讀者の注意を望むは、立津氏に好意を有する所の吾人にして、斯る言説を為す。朝日新聞の記事は事実に近し杯と、早計に速断するの一事なり。吾人は全然該事件に關する噂さへ耳にしたことなし。然も事の社会風教の上、重大の關係を有するものと認むるを以て、予め吾人の態度を告白する而已。

135、所謂「立津事件」につき我が畏友諸賢と政友諸君並県民諸氏に告ぐ（上）如雷生立津春方（「琉球」3.20）

問題の立津はどこまでも問題の立津也。この入道一たび足を擧ぐれば低気圧茲に発生して社会を動搖せしめこの如雷一たび叫べば口県亦將に震撼せんとす。立津の行動たる洵に賑かなる哉。是に於てか2月10日11日朝日新聞に連載せる「立津入道色界に墮落す」の記事は読者をして或は一興を催さしめ、或は一驚せしめたるものゝ如く。余乃ち該記事を一読し心に浮ぶがままを記して我が畏友諸賢と政友諸君並県民諸氏に告げんと欲す。

人はいふ「立津は厳格屋也。万につきあまりに嚴重に過ぐ」と。何をか八釜敷いひ、何をか嚴重にはする。1、金銭上に関して也。2、風教上に関して也

吾人が居常八釜敷いふもこれ、嚴重に責むるもこれ、豈他あらんや。先年農民会を率ゐて起しあはしは宮古に於ける有識階級者が各所の組合事業に於て將た模合に於て金銭上の道義心の殆ど地を払はんとするの嫌ひあるを憤りて也。丹誠会を組織して叫びしも主として郡内社会の上流者殊に世の指導の任に当れる僚輩中婦女子を見ること單に子供を製造する道具視し、若くは玩弄物視して其節操上甚だ欠くる所あるを嘆じて也。これ宮古郡民一般の周知せるもの又多言を要せざるべし。

吾人不敏と雖も朝夕該二問題を双肩に荷ひて郡の刷新改良を期し、孤軍奮闘渝ることなし。社会が吾人の存在を認むるも蓋し吾人の此行動と精神とを認知せるに出でざるべし。是に於てか郡内幾多の銅臭輩や破廉恥的行為者は事毎に余に迫害を加へんとし若くは中傷せんとす。大正4年6月頃彼等は余が祥雲寺の香炉窃取して売却し懐を肥せりなど、虛構の事実を沖縄民報に掲載せしめたるも間もなく事実無根なること判明して毫も吾人の人格を傷つくる至らざりき。又昨年県会議員選挙に際し彼等は立津は先年校長時代に於て旅費を詐取したりとの風説を流布して選挙妨害を試みたれど、これ亦成らず而して彼等破廉恥の僚輩は茲に朝日紙を籍りてみたび吾人を中傷せんとす。これ皆彼等が自己の心理状態を以て吾人を忖度するに出づるも然れども此立津は彼等輩とは性來類を異にせるもの、且つや既に多少練り上げたるこの人格を自覚せるもの、豈醜猥行為を敢てして世の風教を害ふものならんや。

さはれ「火のない所に煙は起ず」とこそいへ、此事件に於ける火の氣はそもそも何処にかかる。これ吾人の甚だ解し難き所なれど蓋し彼田中マツは私生児分娩の当日実弟下地春綱等がその密夫を白状すべく強ふるや「県会議員選挙の時分に立津さんの所から帰る途中井戸端で誰れとも知らない男に強姦されました」といひて其他をいはざりしとのことなるが、此立津さんの4字こそ本事件の火の氣となれるものゝ如し。此事以外にはマツは立津の語を口にせざれば也。又吾人は未だ曾て指一本さへ彼女に触れしことなれば也。實にはかばかしき限りにこそ。記事の執筆者はよしやお手のものとはいへ單に該4文字を事件の材料として斯くもうるはしく小説めきたる記事をものするには多少のお骨折りなりしならんも、其心事の陋且つ劣なるに至りては實に言語同断也。蓋しこれは党派的感情の致す所ならずとせん也。

136、金口木舌（「琉球」3.20）

立津氏の姦通事件と云ふのは全く無根の捏造らしい。夫も居ない田中マツと云ふ女が子を産んだ事実はあるが、関係者は仲地某とは女の自白である。処が其の仲地某は既に死んだので死人に口なし乗すべしと云ふ所から立津氏を傷つける為めに言ひ触らした狂言だらう。宮古ではこの狂言の為めに随分騒いだものと見へ警察が3日もかゝって風説の製造元を取り調べたとの事。調べた結果は立津氏を疑うべき点が少しもないとの事である。立津氏は朝日の通信員勝連某と朝日社を相手取って告訴したと云ふ。サア此の事が無根の捏造とすれば随分念の入った製造で朝日社の責任は頗る重大である。斯る事柄まで捏造して反対党を傷つけんとする恐ろしい悪徳に対しては社会からも厳重に制裁を加ふる必要がある。世の中には無根の浮説にして其の無根たる証明が出来ないのが幾らもある。斯る場合には新聞記者の一筆の為めに社会的生命を奪はるゝ訳である。政治上反対の地位に立った為めに根も葉もない濡れ衣を着せられて堪るものではない。朝日社は通信員にどれだけの信用を置いて居るか分からぬが、宮古の如き党派的感情の熾烈なる所の通信に対して迂闊に乗ったとすれば、それは矢張党争の余弊で之が社会に及ぼす害毒は計り知れない。

137、事実ならば割腹せんのみ（「琉球」3.20）

別項記載の通り宮古選出県会議員立津春方氏は沖縄朝日新聞の同紙に対する事実捏造読むに堪へざる記事を連載した所謂「立津事件」なるものに対して氏は其の事実無根なる事を那覇の某氏の許に書面を以て通知し来るが、一方昨日入港の八重山丸便にて出覇せる人の同事件に就き語る処を聞くに、立津氏は元来宮古の婦女子には恐がられ居り、甚だしきは大抵の女子は道で氏の顔を見ても隠れ去る程で、親戚の女と姦通するなど我々にはとても考へられないし、又該記事が出てから同氏に会ふと氏は「余りに馬鹿々しくて世間に對して斯る捏造記事に就てはお詫びもせざるつもりなり。若し是が事実とせば自分は自分の性質として直ちに割腹せんのみ」と憤慨し居たり。それから朝日紙の記事が捏造と云ふ事は該事件の中心となれる田中マツは宮古警察の取調べを受けた結果、其の密夫は仲地某と云ふ者なる事を申出で立津氏に非ざる事を自状し居れりと云ふ事なれば該事件が全然事実無根にて、或る悪者の一味が風説を立てたる事より生じた事なるべし、云々。

138、朝日社告訴さる 立津春方氏の憤慨（「琉球」3.20）

沖縄朝日新聞社は過日同新聞第3面に「立津入道色界に墮落す」と題し事實を捏造して立津氏を侮辱しその名譽を毀損したる為め、同氏は直ちに検事局へ同社宮古通信記者勝連盛章及び編輯兼發行人小橋川朝明2氏を相手取り名譽毀損及び損害賠償の告訴をなしたりと。

139、所謂「立津事件」につき我が畏友諸賢と政友諸君並県民諸氏に告ぐ（中）如雷生立津春方（「琉球」3.21）

記事にいへり。「妻と嫁が糸買ひに出て行った云々」と。立津の家には日々3、4人の女工の機を織れるを常とす。又召使2人あり。故該記事を事實とせば、立津は女中特に田中マツに掛想して妻と嫁との留守を謀り、日中に会合したものゝ如く、亦も4月とすれば

既に選挙運動雑沓中の頃とす。記事が如何に巧みなりとすとも、今之を冷静に常識もて考ふるも、此全く筆を曲げて吾人を中傷する意に出づるを推すべし。況んや田中マツは大正4年1月以来今日に至るまで1日も余の宅にて機を織りたることなきをや。虚構、捏造も程こそあれ、此に至りて極れりといふべし。又曰く「まつよまつよと極めて優しい情けのこもれる声で和尚のお呼びがあった云々」と、一たび呼べば落雷其まゝの此の銅羅声が、忽然として婦女子を引きつける優しい情のこもれる声に化すとは、宛然、芝居のそれの如く、否、此如雷老生はいつしか若がへりて美男子となれる心地さへする可笑しき哉。又曰く「不義の種子を宿す身となった、マツと和尚の2人が狼狽云々」と、おぞましや、此和尚と家妻及びマツが亡夫方の親戚はマツの出入りが久しく途絶えせるを以て私生児分婉露知らざりし也。又曰く「和尚の様な奸才に長けた人でも云々」和尚にして少しにても奸才のありたらんには疾くに金持ちにもなり、又彼等一派よりして斯くも、怨恨を買ふまでに世渡りに拙からざるべし。其他「親族会議云々実弟下地春綱に白状したり云々の」等悉く虚構、虚偽の記事たること、同下地氏より朝日紙にものせる取消文によりて、明か也。

2月14日、余、那覇より帰りぬ妻はいふ、マツの密夫として嫌疑者はあれど、未だ白状せず、但し亡弟の位牌と子供2人は直に本家に引取りたり云々、数日にしてマツの密夫は立津也との風説をなすものあり、亦して此風説は吾人の政敵たる盛島氏の集金人安谷屋某の捏造にかゝること判明せり。亦も朝日紙の宮古特派記者勝連盛章氏は曾て吾人が平良学校長の時に部下教員たりしが、吾人を排斥せし謂ゆる12名の首魁にして爾來盛島氏唯一の乾児たり。知るべし。此一事を以て見るも、本件は既に党派的感情の産物なることを。噫、党争の人を傷つけ世を毒する甚しき哉。

2月28日、余は砂川俊雄、饒平名長誠二友を自宅に饗せり。話しは該風説に及びしかば、余曰く「往昔白穂禅師の檀徒某の娘は私生児を生みぬ。思へらく、徳高き禅師の児をいはば何人も咎めじと、乃ち密夫は禅師なるを以てす。禅師は信徒の憤れに拘らず「あっさうか」と直に其私生児を引取り、夜な夜な泣く児を抱いて乳さへ貰ひて養ひしかば、同女は遂に禅師の慈悲に感激して遂一密夫を白状し罪を禅師に謝したりとぞ。今日の姦通事件に於て、密夫を立津なりとは当人たる田中マツがいひしにあらず、安谷屋某の捏造にかゝる風説なれど、父のない子とてはなければ実父の分るまでは僕の子にしてもよからん」など酒間の諧謔さへ申して何等心に介せざりき。

3月13日、八重山丸入港し、本月10日、11日の朝日新聞を齎す也、立津が醜態行為を敢てせりと、郡内喧々囂々として吾人の名誉を毀損せんとすと共に風教上の大問題を惹起するに至れり。於是乎吾人はこれ1日も猶予すべからざる重大事たりと、直に田中マツの実弟下地春綱氏に逢ひ、記事同人に関する事項の真否を糾して全然虚偽の記事なるを確め一方にはマツの叔母下地力マド氏を派してマツの密夫を詰問せしめしに下地村字与那覇の故仲地某なるを自白し、事実は茲に判明したる也。何ぞや朝日紙一派の傍輩は事件の真相を調査せず、壇に事実を捏造し、吾人の名誉を毀損せんとするのみなず延いて世の風教を危害せんとす。吾人固より薄徳也。然れども、風教上と金銭上に於ては、其心事の雪よ

りも清きを自任せるもの、あはれ、彼等脩輩は何か為にせんとするの奸策に出づるなしとせんや。

140、所謂「立津事件」につき我が畏友諸賢と政友諸君並県民諸氏に告ぐ（下）如雷生立津春方（「琉球」3.23）

昨年11月、宮古に於ては空前の激烈なる競争なりし製糖会社問題は吾人が全力を傾倒せし東洋会社の勝利に歸しぬ。爾來敗を取りし脩輩は事毎に吾人に反抗すること一層甚だし。殊に昨年県会閉会後、彼等は曰く立津は牛馬税を課せんとしたるも、盛島、石垣両議員反対して否決せしめたり、曰く立津は道路の建議案にも航路の建議案にも反対した、故に立津は県会に於ては更に郡の利益を謀ることなしなど所在説き廻りて選挙民を惑はし、極力、吾人の信用を失遂せしむる手段を講ぜり、洵に笑止の限りにして、又彼等の心のあはれさよ。

甚だしきは3月1日漲水港に宮古丸、八重山丸、温州丸の3汽船が入港するや（宮古は船長病氣の為め、八重山は天候の為め、各予定の期日に入港せざりき）宮古島府員等が「宮古に同日に汽船が3隻も入港するとは珍しい、これを盛島君の運動の結果と思ふものがあるかも知れん」との諧謔はいつしか「盛島氏上京運動の結果、同日に3隻の汽船が入港する様になった」との風説となり、當時平良村々会中なりしかば、某議員は吾人が該航路運動に同意せざりしを以て（吾人はこれを単純なる航路運動にあらずして政友派が知事排斥と及び原案執行に対する対抗運動の為めなりと認めたるによる）直に此風説を本物にし其内会場に於て滔々と吾人を攻撃したる烏滌な事実さへあり。

斯くも党争の激烈なる此宮古と錯綜せる事情の下にある此立津を解せず、漫りに低能児連や破廉恥漢の投書若くは党派的報道を信頼して、該虚構の記事を敢てしたる朝日紙の輕佻浮薄なる、否、其心事の返へす返へすも陋劣なる、吾人は寧ろ憫然たるものあり。如此して尚世の木鐸を以て任せんとす危い哉。

余の畏友諸賢よ、政友諸君よ將た県民諸氏よ上述せし如く此立津は今や足を擧ぐることなく又口を開くことなく吾指1本さへ動かさずして此大事件を惹き起す。蓋し一恠物ならずとせんや。さはれ此如雷は多少自覚ある人間也。出覇の際は辻には通ふも断々乎として風教を害ふ底の行為をば敢てせざる也。財は裕かならざれど金銭上の道義心は極めて堅固也。夢々疑ひ給ふな。諸君よ現今宮古に於て風教指導の中心人物は果して何人ぞ。一にかゝりて此立津なるにあらずや。將た從来痛く失墜せし金銭上に於ける宮古の不信用は誰によりてか恢復しつつある。此亦立津の力にあらずや。これ吾人が言明して憚らざる所若夫れ宮古の人にして吾人の言明に対し立津は徒に自惚的駄法螺を吹くものと言ひ得るものあらば、吾人は其人に向ひて多大の敬意を払ひ冀くは無二の友たらんと欲す。

噫、吾人は然かく抱負と覚悟あり 且つ然かく重大なる地位にあり。何ぞや軽々にも策を弄し、然も事実さへ捏造虚構して吾人の中傷を試みんとす。これ断じて単に立津一個の問題にあらず延いて宮古5万の同胞の名譽を傷つけ信用を損するものたるを知らざるべからず。再言す風教問題と金銭問題とを以て此の立津を傷つけんは全然駄目也。放つ矢は百

たびすとも相距ること千里。よし又千万人來りて吾人を包囲攻撃せんも如雷の一喝に肝潰れて逃げ去らんのみ。いでや吾人は健啖以て彼等が捲土重来を待たん哉。これ吾人が自画自賛の弁明書なり。(3月15日)

141、新島司の歓迎会(「先島・宮古」4.5)

新島司比嘉賀学氏は3月13日の八重山丸にて着任せしに付同月17日午後2時より北校舎に於て官民合同の歓迎会を開催せしに甚だしき盛会なりき。立津氏の挨拶終りて新島司の謝辞麗朗と述べ酒宴に移れり、会員3百余。

142、比嘉島司の披露会(「先島・宮古」4.5)

新任比嘉島司には3月23日望海亭に於て各官庁の重なる人を招待し披露会を催せり。列席せる者左の如し。杉本判事、増崎滋、平田県視学、渡辺署長、立津春方、玉城農銀員、儀保看守部長、小嶺幸秀、上原仁徳、支局記者等にして其他島府員一同なりき。

143、立津事件本日午前9時於区裁判所(「琉球」4.9)

県會議員立津春方氏が曩に沖縄朝日新聞社を相手取り名誉毀損の告訴をなしたる事は既報の通りなるが、愈々該事件公判は本日午前9時より那覇区裁判所に於て開廷する由。

144、朝日紙名誉毀損事件 花城弁護人の脱線ぶり(「琉球」4.12)

沖縄朝日新聞社が数日に亘り宮古選出県會議員立津春方氏を侮辱攻撃して其の名誉を毀損したる為め同氏より告訴されたる事件の続行公判は既報の通り昨11日午前10時から那覇区裁判所法廷に於て開かれた。此の事件は色々の意味に於て社会の耳目を惹きたる事とて傍聴人は雨天にも拘はらず満員の有様で、当日は証人として宮古郡平良村役場書記砂川俊雄なる者召喚され、被告なる朝日新聞編集発行人小橋川朝明氏と並んで法廷に立ったが、開廷と共に裁判長は砂川に対し型の如く嘘を言はざる旨を誓はしめ「2月28日には何用があつて立津の家へ行ったか?」と問ひたるに砂川は「立津さんから遊びに来いと云ふ通知があつて、饒平名と云ふ者と一緒に来ましたが家に入るや否や君は私生児を生んださうだねと申しました、又立津さんの妻君もそんな風な事を云つて居ました」と答へたが、「さう云はれてお前は何と感じたか」と問はれて「私は何とも思ひません」と砂川が答ふると裁判長は「吾々だと立腹しさうな言葉だが、何とも思は無かつたと云ふのは変ぢやないか」と笑ひ、それから2、3訊問の末、私生児は心当たりがあるかと問はれて砂川は「ありません」と答へ、立津と田中マツの間に何か怪しい事があると思ふかとの問ひに対しては「何も怪しい関係があるとは思ひません」と答へ、「今ではどう思ふか」と問はれて「今でも関係があるとは思ひません」と答へ、それから朝日記者へ以上の事を語つた動機理由などを問はれた時には砂川も言葉に窮り、裁判長もどかしさうに「吾々も簡単明瞭を尊ぶ方だが、お前のは余り簡単で訳が解らん」などと冷笑され、最後に「立津からお前は私生児を生んださうだねと云はれた時はどう感じたのか」との問に対して砂川は「只戯談だと感じました」と答へ、「宮古では誰の子と云ふ噂か」と問はれて、「仲地恵睦の子だとの噂であります」と答へ、其の他に仲地の病気、立津の妻が田中マツの家へ行って暴れたと云ふ事に就き取調べられ、以上で証人調べを了へ、直ちに検事の論告に移つたが、

検事は「事件が有罪なるは明らかな事で刑法第 230 条、第 1 項 55 条に当てはめて懲役にするか、又は罰金刑にするか、どちらかの刑を科すべきであるが、論告は弁護人の弁論が済んだ後になると述べて着席するや、居並びし麓、花城両弁護人呆気にとられ、花城弁護人は立って「検事の論告を先にするのが順序である」と述べたが、裁判長より「そんな事はない、検事の論告が無くても裁判所は裁判が出来るでせう」と云はれて花城氏は何とも答ふる能はず。渋々ながらそれぢややりませうと立って「此の事件は投書が来た時十分立津氏の人格を尊重して調査の上田中マツが私生児を生んだ事は事実であれば立津がしたものと認定して掲載したもので、無罪であれば結構有罪でせば如何なる刑を科すべきか、被告には犯罪意志が無いから罪は軽微である、而して此の事件は事実であるか無いかは不明であるから 10 円の科料に処して貰い度い」云々と極力弁護し、麓氏は「事実は誰の子か解らんが成長すれば解る筈、然し立津は事実の有無を問はず不徳の身と考へねばならん。私通の噂さを立てられた為めに公職を捨てゝ隠退した代議士もある」などと暗に立津氏の隠退を望むが如き口吻を洩したが、検事の意見はすべて弁護人等の弁護と異り「果して事実があったか無いかと云ふ事は証拠不十分よ解らん、弁護人等は公益の為めと云へど是は私事中の最も甚だしいもので、殊にあの書様は紳士的で無く罵詈悪口を逞しゆうして居る。若し政略上の為にせんとしたものなら被告の行為は陋の最も陋なるものである。然し政見が違ふからと云つて私行を暴くやうな事を被告がするものでは無いと思ふ。被告の惡意の程度も解らん。そこで本官も非常に考へたが罰金 60 円が適當ならん」云々と云ふ意味の論告をして着席するや、花城弁護人は再び立って「事実の証明が出来ない時には被告の利益になるは素人でも解る事であるから 20 円の罰金に処せられ度い」と述べ、了りに立津氏を罵詈侮辱して曰く「立津は政敵であるが故に該記事を掲載せるものと陳情書に述べて居るが、立津の頭にそんな事を常に考へて居るから左様云ふので、立津こそ党派根性に駆られて居る、彼は非常に変な事をする男で気狂ひでは無いかとさへ云はれて居る。県会に於て無力なる彼 1 人を葬ったとて何になるか」など云ふ意味の罵倒をなし熱狂の余り其の脱線振り頗る下品に見へ、心ある第三者よりは花城弁護人も亦党派根性に駆られつゝある事を明らかに思はしむる処があつたが、以上で弁論は終結し判決言渡しは明 13 日言渡すべく閉廷した。

145、3 面評論、花城弁護士に与ふ（「琉球」4.16）

議論は至極に簡単である。足下は今更、法廷に立津氏を氣違ひと侮辱し又は県会議員として無力な彼 1 人を葬ったとて政友派の為めに何になると党派根性を曝け出して罵倒した事を否認する様だが、それは甚だ卑怯だ、100 人近い傍聴人のあつた事を忘れ給ふな。

議論の要点は其処だ。被告の利益を防衛する為に立津氏の性格を云々するにしても、適當の言葉はいくらでもある筈だ。気違ひなどと口汚なく罵るのは是れ脱線と云はれても非紳士的と笑はれても仕方が無からう。それを足下が不服とあれば足下は眞實に立津氏は気違ひであると云ふ証拠を示さねばならない。

立津氏は成程奇行の人ではある。然し奇行と氣違ひと同一で無い事は足下も御承知だろ

う。その奇行をばワザと氣違ひと言ひ変へた足下の悪意を記者が非紳士的と見る事に何の不思議があるか？

そして足下が立津氏を氣違ひ云々と侮辱した下品な言葉は沖縄朝日記者さへヒドイと感じたのであろう、同紙の該公判記事にはその事が好い具合に略されてあつたでは無いか？早い話が同じ弁護士でも麓氏は該事件に於て、立津氏が反対派であろうが何であろうが、其の弁護ぶりが党派心を露骨に曝け出して居ない処は流石に老練家で、足下の学ぶべき点では無かろうかと思ふ。終りに記者は本県人として最初の弁護士であり、苦学力行の人たる意味に於て足下を尊敬するものであるが、此処に端なくも足下に対し苦言を呈し、礼を欠きたる事を謝す。(一記者)

146、取消書（「琉球」4.17）

去る 12 日発行の貴紙第 3 面朝日名譽毀損事件と題する記事、14 日発行の花城弁護士に一言と題する記事及 16 日発行の花城弁護士に与ふと題する記事中小生が法廷に於て党派根性を曝け出して立津氏を罵倒したりとか立津氏は氣違ひだと罵ったとかの記事有之候得共右は事実相違致居候条御取消相成度。抑も弁護士が被告の不利益なる告訴人の攻撃資料に対し反駁を為すこと被告に利益なる証拠を確実ならしめ、判事をして該証拠は真実なりとの心証を作らしめんことを努むるは職務に忠実なる所以に有之候。然るに立津氏より被告に対する攻撃資料として提出せる告訴状及陳情書中には朝日紙は政友会の機關紙にして立津氏は政友派と政見を異にするを以て党派根性より立津氏を誹謗したるものなりとの趣旨の記載有之たるを以て之に対し被告の所為は決して立津氏の主張するが如く党派根性より出てたるものにあらずと弁駁し掛判事をして立津氏の主張は事実にあらずとの心証を作らしめ以て刑の量定上被告を利せん為め供述したる次第にして弁護の範囲を脱したる言にあらざるのみならず、弁護上必要欠くべからざる弁論に有之候。又 12 日発行の貴紙にも記載ある如く証人砂川氏が立津に招かれて其家に這入るや否や立津は君は私生子を生んだそ一だねと申しましたとの供述に対し、判事が吾々だと左様に云はれては立腹しさうな言葉だが變んぢやないかと笑ひたるを以て、右証人の言を判事が信用せざるに於ては被告に不利益なる故立津氏が突然砂川氏に対し君は私生子を生んだねと云ひたりとのことは変に聞へるけれど、立津氏は往々斯る変な事を云ふ人である為め世人より気が狂って居りはせぬかとの噂さへされたんであれば証人の証言は虚言にあらずと供述したる次第にして、是亦弁護の必要上云はざるを得ざる供述に有之。決して脱線にあらず非紳士的にもあらず、之を脱線なり非紳士的なりと云はゞ医師が治療の為め病人の患部を切開するを見て、此医師は乱暴漢なりと評すると同一にして数多の傍聴人中小生の弁論を非難するもの 1 人も無之かと存候。殊に小生は立津氏を氣違ひだと云ひたることは断然無之候。是れは 12 日発行の貴紙にも小生が立津は非常な変な事をする男で氣違ひではないかとさへ云はれて居ると陳述したりとの記載に依るも証拠充分に候。若し小生の弁論が脱線であり非紳士的ならば法廷の神聖を害したりとの故にて懲戒に付せらるべきものなるに注意さへ与へられたること無之候。尚ほ麓弁護士が立津の提出せる政争云々の攻撃に対し弁論を為さざりしは老

練家たるが為めにあらずして、小生の弁論にて充分防禦し得たりと信ぜられたるが為に外ならず候 要するに小生は弁護の必要上云はざる得ざる事柄を弁述したるものにして決して脱線にあらず非紳士的にあらざるに付、此全文を掲げて御取消し相成度候。大正7年4月16日 花城永渡 印 琉球新報社御中

147、立津春方（県会議員）昨日入港の宮古丸にて出覇（「琉球」4.28）

148、宮古島司高橋彦七君を論じ宮古人士に及ぶ（「先島・宮古」7.5）

（前略）善政は善果を人民に与へ、悪政は悪果を国家に及ぼすは条理たるべし。自今宮古には立津系と、盛島系の二太陽系ありて小遊星其周囲を不規則的に環る。高橋君は遠心的に体度を保維するか将又求心的に立つかは未来の問題にして賢慮如何に存じ、尚郡是の高調之に依って定るべし。目下盛島の是は立津の非、立津の是は盛島の非たるは忖度するに難からず、此の是非は如何に高橋君は処理するか、兎角政治は私人の是非を以て律すべからざるは言を俟たず。

茲に両虎を無視するは郡治上奇岩を乱立せしめ以て防禦の道を与ふに等しかるべし。兎角郡宰の位置にあるもの能く傲慢不遜の応対を敢てせざるものなしと為すが、吾人能く聞く道義を守り品を高尚に氣節森口なるの人士は官衙に出入するを厭はざるものなしと 之れ畢竟するに官吏の傲慢不遜の応対に接するを快とせざるが為めならずんばあらず。（後略）（鳴潮生）

149、隨意隨感（「先島・宮古」5.2）

今般織物組合長選挙に就ても宮古の習慣根性として党派競争が突発した。立津対勝連両君の暗中飛躍は実に痛快だ。互に背を位べて負けず劣らずの運動開始、焼くが如き炎暑にも苦労千万、郡の為め、國家の為め衷心から尽瘁して下さるお方々がお出るから宮古が都と化して行くのも近来に期待する次第である。先日26日も下地村与那覇に行ったら立津君の運動員諸君がヤケになって騒いで居る事を聞いた。そして其言振りが實に滑稽極って抱腹絶倒せずには居られない。「今度織物組合長には島司を推すとか云ふ人も居るがそれは決して宜しくない。尚勝連の如きは上里氏が死亡したと云ふ大連からの電報に接してすぐ其日から運動を開始し近所は訃音の騒ぎ愁傷の涙に暮れる時にも自分は早速甘ひ汁に有着ふと考えて激烈なる運動を開始して居る没徳奴である。かゝる者を組合長になす事は全然郡の為め出来ない事は当然で、是非立津を推さねばならんから何卒其心算で投票して呉れ」と頼んで居った。亦其家が反対側の勝連の運動員の家であったので、益々滑稽と云はねばならぬ。然し一寸は人格も考へずに余り名譽に惚然たるは實に宜しくない。立津君も亦何故かゝる事に運動迄させて名譽を得やうとするだろうか。誰が何と云ふても組合長としては島司を推すのが正当であつて、何人も否む事の出来ない原理である。組合員諸君能く々々御用心。

150、避暑俱楽部雑題（「先島・宮古」8.5）

俱楽部決議案 7月11日 諸君、昨今の暑気は如何、我俱楽部同人は暑さも他所に昼寝の呑氣暮し、然るに諸君は村の為め頭痛鉢巻ご苦労千万、茲に我等同人は協議の末暑中

御見舞迄。

6、立津県議へ 折々は辻のカメが夢も見つ（ほか略）

151、立津君の告白 織物組合長運動に就て（「先島・宮古」8.15）

8月13日午前9時頃宍戸氏宅にて立津君居合し、左の如き自白をした。

僕は君の新聞で勝連対立津織物組合長運動云々の記事を書いてあるが、隋分立津の価値を下げて呉れるねえ。そんな運動など絶対させて居ない、只或る人等より是非組合長になつて呉れと言ふ勧告は受けたが、僕は此厚意は有難いが絶対に謝絶して仕舞つた、のにも不拘立津の価値は勝連など相手にそんな運動開始をする様な見下げる者とは方々違ふ。能く調査して見給え、一本掛けられたので記者は、「あなたは知らないかも知らんが運動を始めた事は確に事実である。2、3名の者が与那覇で前号の記事通り話して物笑ひとなつた事は確かである。あなたの許可を受けないであんな出鱈目の事を仕出し屋もありはすまい」と持ち掛けたら、立津君曰わく、「それは多少或いは運動したかも知れないが、今は絶対に取止めになって居る、立津はそう見下げる者ではないよ」と自白して居つた。

何か勝連君対立津君が運動開始したら如何なる点から立津君の価値が下落するであらうか、僕は甚だ不可思議に堪えない。運動もしたからしたとは書くので下落する位なら始めからせずに居ればよいではないか。亦組合長になれば立津君の価値が下落するであらうか、将亦勝連君など相手取りする事を恥晒し位に考へて居るので下落すると思ふて居るだらうか。君の性癖として第一有識階級の者に嫌はれる点も余り鼻が高過ぎ様とするからで、宮古には自分より外に大人物も居ないとエラがって居るので皆が反抗を抱く様になり、党派の岐点を出発する基ひとなつた訳で田舎の土臭ひ愚民より外に君に首肯する者は居ないのだ。此癖を治すと確に宮古を統一する力はある。

152、平良村が町になる（「先島・宮古」8.25）

先々月以来平良村を町に改正する協議が各有志方に纏つて其委員としては盛島明長、立津春方、座喜味朝好、勝連盛勝、砂川恵勇、諸君を選抜して島司と相共に運動する事に決定し、其変更すべき材料事項は是を整理して先月郡長島司会議の際申請する事になつて島司は此事に十分尽力して貰つた。其結果は地方課長も心能く同情し、近來に於て愈実現するとの事で、尚其調査事項を8月15日島司より各委員等に打合し申請する事に決した。（後略）

153、漲水神社の遷宮式（「先島・宮古」10.15）

兼て普請中の漲水神社は愈々落成し、10月20日午後1時より遷宮式を挙行せり。

立津春方氏鞠躬如として遷宮式を行い祝辞を朗読し、来賓よりは本村々長祝辞を奉読し終つて各自参拝せり。中にも宮古の名家たる仲宗根翁も老衰を厭はず参拝されしは敬神の念深きを感じ。

154、漲水神社落成に就て（「先島・宮古」10.15）

宮古の人間が宗教心なく殊に敬神の念に乏しきは一般の承知する次第である。爾來漲水御嶽と言ひ觀音、權現両堂共見るに見兼ねる其慘状實に神仏に対して申し訳が立つだろ

か、一般の者は神仏と崇めるからお香を焼いて参拝もするだろ一、然るに其参拝すると粗末にするとは全く矛盾した事ではないか。吾人は其を見る度に深く悲憤感慨に堪えなかつたのである。

此に立津氏は深き信仰心よりかくの如き惨状を等閑に附す事が出来ず、東奔西走苦心して寄附を募り漸く立派な神社の落成を実現する今日に至つたのは、誠に感謝の意を表さねばならんのである。

宮古に齊きます尊き神も漸やく立派なる宮に奉安せられ、郡の敬神觀念は是れより一層を加へ益々開運發達する事疑を容れざる次第である。

郡下の諸氏來りて参拝せられよ、今や漲水神社の厳肅なる神々しさは誰でも首肯せずに居るまい。

155、両議員の送別会（「先島・宮古」11.5）

今回県会の為め招集せられし盛島、立津両県會議員は不日当地を出発せらるゝに付、一般郡民は10月27日午後より望海亭に於て送別会を開催せるに60余名の入会者にて甚だしき盛会なりき。

1919（大正8）年

156、宮古郡織物組合役員選挙紛擾（「先島・宮古」1.15）

如何なる事にも党派を張り出して何物かを得んとし、殊に産業方面に迄其手蔓を延ばすに至つては郡の殖産興業如何で計るであらうか。今度役員選挙を行つた織物組合は其最も歎すべからざる例証であつて各組合員の深く覺醒すべき問題である。組合長になったから言ふて如何程の利が転がるか只微妙なる名譽職に過ない。吾人は先般にも立津党が運動して居る事を書いたが、其事に付立津君は無根である事を弁解して居た。亦其意志は決してないと迄断言したが暗々に運動を始め、其当日12月22日は大紛擾を惹起した。かくとも知らん盛島党は其當日になって周章狼狽手の附け様なく、之迄専ら島司を推薦すべきものとのみ思ひしも風向一転只呆然たるもの。

幾度となく立津党に妥協を試み島司を推したるに聞入れる見込なく「其れは定款外なり必ず組合員より選挙すべきなり」と騒ぐので止むを得ず盛島君が立つ事になつたが、準備ない仕事は暗中に迷ふと当然胸中の鼓動一方ならず、負けて一生の恥、立たなければ立津党派に馬鹿にされるし、進退之極れる哉。両党互に大混乱を來してワイワイ騒ぐと言ふ騒動を惹起した。

投票するに至つて代理人を許さざる事とし厳重なる精査の下に、1票宛投じて愈々開票する事になった。立津側は必ず勝利は我手にありと満面笑を含んで勢よく開票したるに残念なる哉、遂に勝利は盛島にきした。盛島側は雀躍氣悦措く所を知らず、立津側は泣寝入の醜態を演じて引下がる。其役員点数左の如し。

盛島501点 組合長 立津403点 落選者 評議員 平良恵昌、平良恵吉、下地紹綱の3氏であった。

かかる産業は必ず島司を中心として活動せねばならんので万般の便利、発展上からも島司を推すのが妥当の処置と思はれる。只規定外だから出来ないと言ふ事では全く言語同断の至りと言はねばならん。かゝる規定がなければ新に設けてでも組合員総一致島司を推し宜しく進展すべしだ、之を反対した立津側の諸君の意志が知れない喝。

157、万年筆（「先島・宮古」1.15）

特別制度が撤廃されると言ふ事だ。先見のある鋭敏な政治家諸君は頻りに政治運動を振り廻して騒ぎ立てゝ来たが、余り宮古の人間は賢過ぎる。然し森羅万象事々物々競争の世の中かと思へば宇宙の物は其で靈を繋いで暮して居る。選挙権のない者は選挙権を造るし被選挙権者も同じく騒ぎ出して來た。立津側では一層の活動を始めて、村会議員は誰々、郡会議員は誰々と決定して居るそうだが、選挙者が之に応ずるか怎かと言ふのが問題だ。先達織物組合長選挙騒ぎでも一目瞭然立津党が弱い事は証明されて居る。矢張り盛島党は正義正道の元に万事実行して居る事が知れる。当にもせず夢にもせない組合長も盛島が勝利を得た。立津党は愈々泣寝入りだと思ふと今度は織物組合の分立問題を持ち出して無暗矢鱈に世間を騒す。實に郡發展上大なる阻害の基である。かゝる問題は立津君の意志から出たのではない筈だ。只部下などが面白半分に騒ぐのであろう。十分考えて物事はせないと取り返しの附かん事を招くかも知れん。政治運動も其とおり、只自分の勢力の増加するのみ考えて他を圧迫せようと考えたら、自分が穴に陥るのは決って居る。正義の的には決して矢が立つものではない。何れでも正義正道を守って行く者が勝になるは当然な判断である。騒がないでもよし、静かにして道を守りなば万人が首肯して信望する時季が必ず當来する。今后は必ず党派よりも人道問題になり度い。

158、伊良部漁業組合紛擾（「先島・宮古」2.15）

伊良部漁業組合は1月12日定期総会を開催したる時、立津春方組合長の野心を懷き、国仲村長と同伴傍聴と出馬し、4、5日前より其運動をなし愈々当日は傍聴席より無断に議長となり奇々珍無類の総会を開き、自分勝手にて取決め組合長の任命を受けたるに、如何な佐良浜の者だとて馬鹿でない限りは之を放認せず大紛擾を惹起して、決定事項取消しを2月23日開会せり。當時総会の時は記者も傍聴したれば委細は3月5日号に記載す。尚組合よりの取消請求廣告も記載す。

159、新島司の歓迎会（「先島・宮古」4.15）

新島司松方太次郎氏は4月1日の便船にて官民一同盛なる出迎ひの元に赴任せられたり。我郡民一同は早速4月3日を期して男子校に歓迎会を催したるに來会者300名に至り甚だしき盛会を尽せり。

立津春方氏挨拶を述べ、次に島司礼を述べ宴に移る。時に3時よりの開会は座興広堂に溢れたる時4時半之迄の晴天は濃雲天に襲い大雨沛然湧き來りて一場の会員退場する敢はず、益々節句の興と絶叫して余興は吉田君の浪花節、同じく丸野君万場の興を吸集して拍手の声騒然たりき。当日は神武天皇祭にして各戸国旗立てたる恰も島司歓迎の意と現はれたり。散会せる時は稍雨も晴れし午後6時頃。

160、綺羅星短評（「先島・宮古」5.5）

立津春方君、君県会議員の欄干に恁りて物を思へり。夕日さす鴉の時知れぬや。人傑には非ざれども放胆の皮を以て横着の肉を掩ひ磊落の風を以て狡猾の方寸を装ひ人を人とも思はざるの度胸ある一種の人物には相違なし。

過般慧星的行動を演じて、突如名刺の右肩に数行の活字を並ぶるに至りたる。仮令裏面に本村朝茂の小宰相あり、兼島方茂の小提督扣ゆと雖も、渠が一筋縄では行けぬ怪物たるを表示して余あり。

月落ち鴉啼いて霜天に懸り濃霧暗沢として、辺りを罩むるの時、肩鍬而して集ふ膝下の愚人少からず、胸には握る野心の鍵足には踏まむ讒者の首、即解錠の期至ずか。出て落つる人静養猶余生あらむ。

161、県議立津氏上覇（「先島・宮古」5.25）

県会議員立津春方氏は23日八重山丸にて病氣静養の為め上覇す。而して引続き来る6月9日開会臨時県会に列席する筈なり。

162、村長は好かぬ（「先島・宮古」6.15）

平良村長候補の噂ある立津春方氏一日風邪にて床にあり。時に珍客来る。本村朝茂氏なり。立津氏心安き方なれば床を離れず、時に朝茂氏着座早々鄭重に「先生には村長御希望の由伝へ聞きこよなき喜悦至極に存じ、謹んで祝し奉る」と言ひも果てぬに、立津氏枕を蹴って起き「不届きな事よくこそ仰有ったれ。仄かに噂を聞き憤怒に堪えざるに、サテは無根なる流言は貴君の御口に根ざしたりしよな、此身の何所に村長希望の精神宿れるにてか。さらばお見せ申せ、いざいざいざ」と八つ当たりに当られ、朝茂氏当惑し「否な、それがし只噂に聞きしのみ」との弁駁も仇なれや。立津氏意氣益々激するを、予ねて婦賢の名ある御内室聞き付けて奥より飛び出で「さてさてお主ともあらう人が、何で村長などお心掛申しました？噂は全くの根なしかづらにてはおはすまじ。何方にかお洩らしなされた筈」と当られては立津氏激憤極に達し病も忘れたる如く「衷心より然らず、朝茂氏の憶測を流布したるに相違なし。さてはさては」「否な某は只今承りしのみ」「実に実に内の人こそ見下げ果てたるお思ひ方、サゝ村長になる位なら何へ人様のお出ぬ所へお行き」と内輪の大旋風天井に裏す。内室は立津氏に、立津氏は本村氏に矢玉の飛ぶ雨霰。枕蹴る勇者もどうも損蝶にはならぬとクルクル内はもめ。

(あとがき) 前回紹介した新聞資料のほとんどは、当時刊行されたばかりの『平良市史』第10巻資料編8(戦前新聞集成・上)をおもに活用させてもらった。今回もほとんど同11巻(同・下)に収録予定資料である。2004年9月、市長へ答申、印刷に付す段階とはいえ、未だ刊行されていないので、このように先走るにはいささかのためらいもあるが、反面それ以上に『平良市史』への読者の期待を高める一助にもなればとの思いが先行して、勝手ながら紹介させてもらった。関係各位のご了承を乞う次第である。(次回完)

(なかそね・まさじ)